



新たな在留資格「特定技能」がSTART！

積極的な**外国人雇用**で更なる**企業成長**を図りませんか！

外国人材紹介

特定技能
受入機関
申請代行

特定技能
支援実務
業務委託

 **bento** お仕事サポートサイト

●外国人材向け求人情報サイト

MEDiPASS

 **特定技能** 採用サポート

●特定技能採用サポートサイト

採用から就労後の雇用定着支援まで全てお任せください

新たな在留資格「特定技能」が 2019年4月1日よりSTARTしました。

深刻な人出不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れる制度が開始されました。

特定技能1号

特定産業分野（14業種）に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を有する業務に従事する外国人向けの在留資格

在留資格条件



在留期限：上限5年【4ヶ月、6ヶ月、または1年ごとの更新】



技能水準：試験等で確認
【技能実習2号を良好に終了した者は試験等免除】



日本語能力：生活や業務に必要な日本語能力を試験で確認
【技能実習2号を良好に終了した者は試験等免除】



家族の胎動：基本的には認められない
【特定技能2号の場合は可 ※】



所属機関または登録支援機関による支援計画・実施が必須

特定産業分野（14業種）

- 介護業
- ビルクリーニング業
- 素形材産業
- 産業機械製造業
- 電気・電子情報関連産業
- 建設業
- 造船・船用工業
- 自動車整備業
- 航空業
- 宿泊業
- 農業
- 漁業
- 飲食料品製造業
- 外食業

※在留資格「特定技能」には、特に特定技能1号と特定技能2の2種類あります。特定技能1号及び2号は、特定産業分野に関する技能を要する業務に従事する在留資格です。

特定技能2号は1号よりさらに熟練した技能を有し、在留期間に期限は無く、家族の帯同が認められ、支援実務業務の対象から除外されます。

特定技能1号の採用にあたり、受入れ機関（所属機関）は 次の**全ての支援計画の実施が必要**です。

1. 事前ガイダンスの提供
2. 出入国する際の送迎
3. 適切な住居の確保・生活に必要な契約に係る支援
4. 生活オリエンテーション
5. 日本語学習の機会の提供
6. 相談・苦情への対応
7. 日本人との交流促進に係る支援
8. 特定技能雇用契約を解除される場合の転職支援
9. 定期的な面談の実施と行政機関への通報

受け入れ機関は、実施計画の一部または全部を**登録支援機関に委託**することにより、支援計画の適正な実施の確保基準に適合するとみなされます。

【登録支援機関とは】

「特定技能」の在留資格で働く外国人材を受け入れる企業に代わり、外国人材に対する支援や出入国管理庁への各種届出を行う国から認められた機関です。登録されるには「5年以内に入出国・労働法令違反がない」「外国人材支援の実績がある」等の条件を満たす必要があるため、信頼や実績のある企業が認定されます。

事前ガイダンス



業務内容や、日本での活動内容、生活支援内容などの説明をいたします。

出入国時の送迎



出入国時の空港から企業または住居までの送迎を行います。

適切な住宅の確保・生活に必要な契約に係る支援



口座開設、航空券手配・転入等の行政手続き・各ライフライン開設案内など。

生活オリエンテーションの実施



入国に必要な生活情報の提供、各種機関の利用方法など説明いたします。

日本語学習の機会の提供



日本語教育及び学習教材の情報提供、手続き補助など、学習機会を提供します。

相談・苦情への対応



生活・健康・仕事などあらゆる悩みに対応します。
(多国語対応ホットライン)

日本人との交流促進に係る支援



行政やボランティア団体等が主催する地域住民との交流の情報提供・参加補助。

特定技能雇用契約を解除される場合の転職支援

契約

外国人の責めに帰すべき事由によらないで雇用契約を解除される場合の転職支援。

定期的な面談の実施 行政機関への通報



受入れ企業及び外国人それぞれと定期的な面談の実施、行政機関と連携します。

オンライン動画研修 メディパスアカデミー介護

プロの講師
による
研修動画

かんたん操
作でらくちん
(スマホ対応)

多言語対応
日・英・中・
ベトナム・ミャンマー・
ロシアなど

研修資料の
ダウンロード
OK

オリジナル
研修動画
作成OK